

## 再婚禁止期間の短縮

平成28年6月1日、民法の一部を改正する法律が成立して、**女性の再婚禁止期間が6か月から100日に短縮**されました。

また、100日が経過していない場合でも前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎（妊娠）していなかった場合又は女性が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないことになりました。

前婚の解消又は取消しの日から起算して**100日を経過していない女性が再婚する場合は、「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を婚姻届に添付する必要があります。**

「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」とは、再婚をしようとしている女性を特定する事項のほか、以下のいずれかについて診断を行なった医師が記載した書面をいいます。

- ① 本人が前婚の解消又は取消しの日であると申し出た日より後に懐胎していること
- ② 同日以後の一定の時期において懐胎していないこと
- ③ 同日以後に出産したこと



(司法書士 小司隆信)



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

